

宮城県行政庁舎 エレベーター外扉広告事業

事業概要等

(1) 事業概要

広告媒体	県庁1Fエレベーター外扉 ※東側5枠・西側5枠
広告サイズ	横2,100mm 縦1,100mm 内
対象事業者	広告主又は広告代理店
掲出期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日 ※最大3年間延長可
最低広告価格 (1枠当たり)	300,000円/年～ (広告掲出料(税抜):255,720円・使用料(定額):44,280円)
掲出可能な広告	宮城県行政庁舎エレベーター外扉広告事業に係る内容審査基準に適合する広告

※その他留意事項等

- ・広告枠はエレベーター1基の外扉につき1枠とし、枠の分割は不可
- ・掲出期間は1年間単位を原則とするが、単位未満での取り下げは可。この場合、すでに納付された広告料の返還は行わない。
- ・広告料のうち、行政財産の目的外使用料を差し引いた広告掲出料については、消費税及び地方消費税が課税される。
- ・最低広告価格とは別に、広告掲出に係る一切の費用(デザイン料、施工費等)は広告主等の負担
- ・広告の内容は、宮城県広告掲載等基準に加え、県において掲出することが不適当なもの、県庁1階の雰囲気損なうおそれがあるものも掲出不可として審査
- ・広告枠が埋まらなかった場合においては、令和7年4月以降、空き枠を先着順で受付(価格は最低広告価格とし、延長なし)

(2) スケジュール (予定)

令和6年11月21日～1月10日	申請受付期間
令和7年1月中	広告料及び広告掲出場所決定
令和7年1月下旬～2月中旬	広告内容審査
令和7年4月1日～	契約締結・納付書送付・ 広告掲出作業実施

事務手続等

(3) 広告掲出までの事務手続等

1 広告事業申込

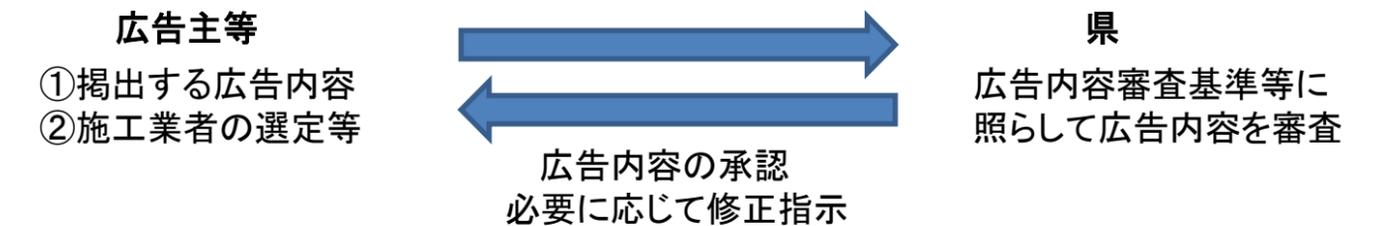
- ① 広告申込書
 - ② 会社概要資料等
 - ③ 法人の登記事項証明書又は定款
(個人の場合は住民票抄本)
 - ④ 暴力団に該当しない旨の誓約書
- 広告申込書に、
I 広告料の提示(最低価格:300,000円)
II 希望広告枠数(同一企業上限:3枠)
を記載し、添付書類とともに提出

2 広告主等及び広告掲出場所の決定

- ① 申請時点において、希望枠数及び、エレベーター10枠分すべての広告料について提示(※掲出を希望しない場所のみ金額を空欄で申請することができる)
- ② 広告枠ごと、提示した広告料の額が最も大きい申請者を選定(※広告料が同額の場合には、県において広告申込書を受理した順による)
- ③ ②の選定枠数が最多となった申請者を決定し、当該申請者から広告掲出場所を選択(広告掲出場所は希望枠数を上限に、②により選定した広告枠の中から選択)
- ④ ③により広告掲出場所を選択した申請者及び選択された広告枠を除外し、広告枠が上限に達するまで、②以下の作業を繰り返す

※具体的には別図を参照

3 広告内容等審査



※広告内容審査基準に適合しない場合であって、県が基準適合のための必要な修正を指示したにも関わらず、広告主等が広告内容の修正に応じない場合には、広告を掲載しないことがある

4 契約及び広告掲出料納付・広告掲出

- ① 広告主等から県へ行政財産使用許可申請書を提出
令和7年4月1日～
- ② 県から広告主等へ許可書、請書及び納付書を送付
- ③ 広告主等は、納付書により広告料等を納付したうえで、請書を提出
- ④ 県の指定する日(年度末)において、広告を外扉へ貼付施工